

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	放置駐車違反管理システムファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通指導課 千葉県下39警察署	
個人情報ファイル等の利用目的	放置違反金制度の適正な運用のため	
記録項目	1 標章番号、2 違反種別、3 違反態様、4 認知警察署、5 違反日時、6 違反場所、7 車両番号、8 車台番号、9 車名、10 使用者住所・氏名、11 使用の本拠の位置、12 告知番号、13 告知警察署、14 運転者住所・氏名・生年月日・免許証番号・電話番号、15 弁明通知年月日、16 納付命令年月日、17 督促年月日、18 滞納処分決定年月日、19 滞納処分執行年月日	
記録範囲	車両使用者、運転者	
記録情報の収集方法	警察庁への照会、市町村からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課
	(所在地)	①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html (千葉県警察ホームページ) 参照
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—